

日本女子大学における内部質保証の方針

平成30年4月1日制定

2021年4月1日改定

1 基本方針

高等教育機関として社会の負託に応えるため、日本女子大学の建学の精神、教育理念「三綱領」及び理念・目的の実現に向けて、教育、研究、社会貢献の質の向上を図るとともに、適切な水準にあることを自らの責任で明示・公表する内部質保証の取り組みを恒常的・継続的に推進する。

2 責任・役割

(1) 学部・研究科・その他部局（*1）の内部質保証は、当該構成員が自覚と責任ある行動に基づいて行う。組織的には、運営責任を負う組織（*2）が主体となり、当該執行部（*3）、またはそれに準ずる役割を担う者と構成員が連携・協力して厳正に推進する。

…個々の教職員及び学部・研究科、各部局レベル

(2) 全学的な内部質保証は、自己点検・評価を推進するための組織として自己点検・評価委員会が主体となり、大学執行部会議とすべての構成員が連携・協力し、総体として厳正に推進する。なお、自己点検・評価委員会は、統括するための自己点検・評価委員会幹事会と、点検・評価を行うための部門からなる。

*1 その他部局とは、学部・研究科を除く教学組織及び法人組織を表す。

*2 運営責任を負う組織とは、学部・研究科の場合は、教授会・研究科委員会のほか、学科・専攻等を表し、その他部局の場合は、所管する諸活動の運営責任を負う組織を表す。

*3 学部・研究科の執行部は、組織により異なる場合があるが、概ね学部長（研究科委員長）、学科長（専攻主任）等を指す。

3 教育の企画・設計のための指針

学部・研究科等における教育は、次の事項に則り、企画・設計を行う。

(1) 「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」・「教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」・「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」の3方針に基づき、改善及び改革が必要かつ重要であるとの共通認識を持って教育活動を展開する。

(2) 内部質保証を実効性のあるものとするために、『日本女子大学における内部質保証に関する体制図』に基づき、「学位プログラム」の設計・管理・評価から運用、検証・改善のためのPDCAサイクルを明確にし、次の自己点検・評価等によって、円滑に機能させる。

ア 学部・研究科等は、自己点検・評価委員会が定める点検・項目等に加えて、学部等の状況や特性に応じて、独自の視点をふまえて自己点検・評価を実施し、毎年、自己点検・評価報告書及び成果や達成度を示す資料を提出する。

イ それぞれの活動等に改善が必要と認められた場合は、適切な措置を講じ、計画的、組織的に改善に努め、学部・研究科等の教育研究等の質を保証し向上しなければならない。

4 検証及び改善・向上のための指針

(1) 自己点検・評価委員会幹事会は、各部門からの「自己点検・評価報告書」に基づき、本学の諸活動の現状を検証し、次の事項について協議を行ったうえで、大学執行部会議に上程する。

ア 学部・研究科等において、「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」・「教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」・「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」の3方

針に基づく教育活動の展開と、その活動の点検・評価の結果を改善・改革につなげる一連のプロセスが適切に展開されていること。

イ 本学における教育・研究・社会貢献等が適切な水準にあることを、社会に対して説明・証明していること。

(2) 大学改革運営会議は大学執行部会議の諮問機関として各学部等に対して、また、常任理事会は法人部門の各部局に対して助言・支援及び管理を行い、内部質保証システムとして機能し、一定の効果を発揮していること。

5 運用指針

(1) 内部質保証は、「学位プログラム」の設計・管理・評価・改善のPDCAサイクル全体の営みである。しかもこのサイクルを恒常的・継続的に運用すべきである。

(2) 学部・研究科・その他部局及び全学的な内部質保証は、いずれも『日本女子大学における内部質保証に関する体制図』の枠組みを基軸としつつ、柔軟に推進する。

(3) 内部質保証システムについて、定期的に検証・改善を行う。